

令和6年2月8日
石川県公立大学法人
石川県立大学

懲戒処分の公表について

石川県公立大学法人は、下記のとおり本法人教員に対して懲戒処分を行いましたので公表します。

記

- 1 被処分者
石川県立大学講師
- 2 処分年月日
令和6年2月5日
- 3 処分内容
戒告

- 4 事案の概要及び処分理由

被処分者は、令和5年5月から同年7月にかけて、研究室の学生に対して名誉を傷つけ人格を否定するような発言や、長時間にわたる叱責を行った。こうした行為は社会通念上、指導を逸脱した不適切な行為であり、当該行為のため研究室の変更を余儀なくされたことで、学生の教育研究環境に支障を生じさせた。

このことは、石川県公立大学法人教職員のハラスメントの防止に関する規程第4条の規定により禁止されたハラスメント行為であり、懲戒に処するものである。

- 5 再発防止に向けた対応

ハラスメント行為は決して許されるものではなく、被害を受けられた学生に対し、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。

事態を厳粛に受け止め、改めてハラスメント防止研修などを通じて教職員指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。